

鴨川市学校給食センター運営委員会会議次第

日 時 平成２８年１月１３日（水）午後３時～

場 所 鴨川市学校給食センター２階会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 教育長あいさつ

４ 議 題

（１）平成２８年度学校給食センター業務計画（案）について

（２）平成２８年度学校給食センター当初予算（案）について

（３）鴨川市学校給食センター設置条例及び鴨川市学校給食センター管理運営規則の一部
改正について

５ その他

６ 閉 会

平成28年度 業務計画（案）

学校給食センター

項目	28年									29年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校給食	5（火）			20（水）		1（木）			22（木）	10（火）		24（金）
	71				76					53		
	各学校が受けることのできる給食日数は195日									合計200日		
給食参観												
	(5月～7月、9月～2月) 幼稚園8園、小学校8校、中学校3校、安房特別支援学校1校 給食センター職員と給食を受ける児童等が交流を図る。											
食指導の実践予定												
	栄養士による、食べ物を中心とした栄養に関する指導。											
預かり保育に伴う 給食の実施												
	夏休み期間中に預かり保育と給食を希望する園児に給食の提供。											
学校給食主任会議	○									○		
	給食の実施に伴い各学校や給食センターとの意見交換の場											
学校給食センター 運営委員会	○									○		
	学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問機関として設置。											
	1 学期				2 学期					3 学期		

議題2

平成28年度 学校給食センター当初予算(案)

歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	細 節	前 年 度 当初予算額	当 年 度 当初予算額	差引額
20諸収入	4雑入	5雑入			152,155	147,571	△ 4,584
			1 給食事業収入	現年度分	152,051	146,769	△ 5,282
				過年度分	104	63	△ 41
				給食費(調理分)	0	739	739

歳出

款	項	目	細 目	節	細 節	前 年 度 当 初 予 算 額	当 年 度 当 初 予 算 額	差引額
10教育費	6保健体育費	3学校給食費	職員人件費(給食センター)			84,572	78,205	△ 6,367
			* 給食センターに勤務する 職員の人件費。	2 給 料		49,678	46,076	△ 3,602
				3 職員手当等		19,931	19,640	△ 291
			コード:457	4 共済費		14,963	12,489	△ 2,474
			給食センター事務費			20,061	20,291	230
			* 調理場運営に係る 調理員 及び運転手の臨時賃金・ 需用費・役務費などの経費	7 賃 金	臨時職員賃金	14,000	15,000	1,000
			コード:458	11 需用費		3,791	3,033	△ 758
					消耗品費	3,758	3,000	△ 758
					印刷製本費	33	33	0
				12 役務費		1,613	1,573	△ 40
					通信運搬費	209	169	△ 40
					手数料	1,404	1,404	0
				13 委託料		519	394	△ 125
				14 使用料及び賃借料		37	198	161
				19 負担金、補助金		101	93	△ 8
			給食センター維持管理費			16,654	19,387	2,733
			* 調理場運営に係る燃料費 ・光熱水費・修繕料及び委 託料などの通常経費	11 需用費		11,629	11,000	△ 629
			コード:459		燃料費	4,629	4,000	△ 629
					光熱水費	6,000	6,000	0
					修繕料	1,000	1,000	0
				13 委託料		1,075	1,514	439
					電気保安業務	178	178	0
					空調設備	65	65	0
					ボイラー整備	286	286	0
					清掃等委託	0	91	91
					浄化槽清掃	53	52	△ 1
					廃水処理施設	493	493	0
					害虫駆除等	0	119	119
					厨房機器等保守	0	230	230
				15 工事請負費	工事請負費	2,700	0	△ 2,700
				18 備品購入費	給食用備品費	1,250	6,873	5,623
			公用車費(給食センター)			1,641	1,746	105
			* 給食配送車等に係る維持管 理経費	11 需用費		1,351	1,416	65
			コード:460		燃料費	689	516	△ 173
					修繕料	662	900	238
				12 役務費		178	205	27
					手数料	40	50	10
					保険料	138	155	17
				27 公課費	自動車重量税	112	125	13
			給食センター運営委員会			125	125	0
			運営事業	1 報 酬	運営委員報酬	99	99	0
			コード:461	9 旅 費	費用弁償	26	26	0
			給食事業 コード:462	11 需用費	賄材料費	158,000	153,466	△ 4,534
合 計					281,053	273,220	△ 7,833	

議題 3

鴨川市学校給食センター設置条例の一部改正について

1 改正理由

学校給食センターにおいて給食を実施する範囲を規定するため、鴨川市学校給食センター設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 79 号）の一部を改正する。

2 内容

（１） 給食を実施する範囲を次のとおり定める。

- ア 鴨川市立小学校設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 75 号）第 2 条に規定する小学校の児童
- イ 鴨川市立中学校設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 76 号）第 2 条に規定する中学校の生徒
- ウ 鴨川市立幼稚園設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 77 号）第 3 条に規定する幼稚園の園児

（２） 学校給食センターは、（１）の給食の実施に支障のない範囲内で、教育委員会が必要と認めるものに給食を提供することができることとする。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

鴨川市学校給食センター設置条例 新旧対照表

現行	改正案
（新設）	<u>（給食の実施）</u> <u>第 3 条 学校給食センターは、次に掲げる者に対して給食を実施する。</u> <u>（１） 鴨川市立小学校設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 75 号）第 2 条</u> <u>に規定する小学校の児童</u>

<u>第3条～第8条</u> 略	<u>(2) 鴨川市立中学校設置条例（平成17年鴨川市条例第76号）第2条に規定する中学校の生徒</u> <u>(3) 鴨川市立幼稚園設置条例（平成17年鴨川市条例第77号）第3条に規定する幼稚園の園児</u> <u>2 学校給食センターは、前項に規定する給食の実施に支障のない範囲内で、教育委員会が必要と認めるものに給食を提供することができる。</u> <u>第4条～第9条</u> 略 附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
-------------------------	---

鴨川市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正主旨

給食センターにおいて給食を実施する範囲を鴨川市学校給食センター設置条例で定めること、また、幼稚園児を対象とする給食費の免除措置の規定については、鴨川市子ども・子育て支援事業計画において実費徴収に係る補足給付事業として、一元化することから、鴨川市学校給食センター管理運営規則の一部改正を行うものとする。

2 改正の内容

- (1) 給食を実施する範囲を規定している条文の削除をする。
- (2) 給食費の免除措置を規定している条文の削除をする。
- (3) その他条文の整理を行う。

3 改正規則の施行期日

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市学校給食センター管理運営規則（平成 17 年鴨川市教育委員会規則第 17 号） 新旧対照表

現行	改正案
（趣旨） 第 1 条 この規則は、鴨川市学校給食センター設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 79 号）<u>第 8 条</u>の規定に基づき、鴨川市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（給食の実施）</u> <u>第 2 条 給食センターは、市内の公立の小学校、中学校、幼稚園及び特別支援学校に対して給食を実施する。</u> <u>第 3 条・第 4 条 略</u> <u>（給食費の免除）</u> <u>第 5 条 市長は、給食費の支弁が困難であることその他特別の事由のある幼稚園児について、次の各号に掲げる世帯に該当する場合は、当該保護者が納付する給食費を免除することができる。</u> <u>（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯</u> <u>（2）当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</u> <u>（給食費の免除の申請等）</u> <u>第 6 条 給食費の免除を受けようとする保護者は、別に鴨川市教育委員会が指定する日までに給食費免除申請書（別記第 1 号様式）に免除の要件に該当する証明書等を添えて、園長を経由して市長に提出するものとする。</u> <u>2 市長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、免</u>	（趣旨） 第 1 条 この規則は、鴨川市学校給食センター設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 79 号）<u>第 9 条</u>の規定に基づき、鴨川市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （削る） <u>第 2 条・第 3 条 略</u> （削る） （削る）

<u>除すべきものについては給食費を免除するとともに、給食費免除通知書（別記第2号様式）によりその内容を園長を経由して保護者に通知するものとする。</u> <u>第7条 略</u> <u>別記</u> <u>第1号様式・第2号様式 略</u>	<u>第4条 略</u> （削る） 附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の鴨川市学校給食センター管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食について適用し、この規則の施行の日前に実施した給食については、なお従前の例による。
---	---

参 考 資 料

平成28年度 給食実施可能な日数

1 学 期 (4/5～7/20)		2 学 期 (9/1～12/22)		3 学 期 (1/10～3/24)	
月	週5日	月	週5日	月	週5日
4月	18	9月	20	1月	16
5月	19	10月	20	2月	20
6月	21	11月	20	3月	17
7月	13	12月	16	計	53
計	71	計	76	合計	200

ただし、給食を受けることのできる日数は195日以内とする。

平成28年度 学校給食実施予定表(案)

区分	月	行事等	給食日数
一 学 期	4月	5日(火)給食開始・始業式 日()中学校入学式 日()小学校・幼稚園入学式	18日
	5月		19日
	6月		21日
	7月	20日(水)給食終了・終業式	13日
二 学 期	8月		
	9月	1日(木)給食開始・始業式	20日
	10月		20日
	11月		20日
	12月	22日(木)給食終了・終業式	16日
三 学 期	1月	10日(火)給食開始・始業式	16日
	2月		20日
	3月	24日(金)給食終了・終了式 日()中学校卒業式 日()小学校卒業式	17日
計			200日

○鴨川市学校給食センター設置条例(案)

平成17年2月11日

条例第79号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定に基づき、学校給食センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鴨川市学校給食センター	鴨川市貝渚223番地1

(給食の実施)

第3条 学校給食センターは、次に掲げる者に対して給食を実施する。

- (1) 鴨川市立小学校設置条例(平成17年鴨川市条例第75号)第2条に規定する小学校の児童
- (2) 鴨川市立中学校設置条例(平成17年鴨川市条例第76号)第2条に規定する中学校の生徒
- (3) 鴨川市立幼稚園設置条例(平成17年鴨川市条例第77号)第3条に規定する幼稚園の園児

2 学校給食センターは、前項に規定する給食の実施に支障のない範囲内で、教育委員会が必要と認めるものに給食を提供することができる。

(運営委員会)

第4条 学校給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第5条 運営委員会は、教育委員会の諮問を受け、学校給食センターの運営に関する重要な事項について調査、審議する。

(組織)

第6条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園の長

(2) 給食を受ける小学校、中学校及び幼稚園のPTAが推薦するもの

(3) 識見を有する者

3 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年3月31日までの間、第2条第2項の規定にかかわらず、学校給食センターに設置する調理場は、次のとおりとする。

鴨川共同調理場	鴨川市貝渚223番地1
天津共同調理場	鴨川市天津1166番地
小湊共同調理場	鴨川市内浦1923番地

附 則(平成20年3月25日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月12日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年 月 日条例第 号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○鴨川市学校給食センター管理運営規則(案)

平成 17 年 2 月 11 日
教育委員会規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市学校給食センター設置条例(平成 17 年鴨川市条例第 79 号)第 9 条の規定に基づき、鴨川市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額)

第 2 条 保護者から徴収する給食費の額は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園 月額 4,200 円
- (2) 小学校 月額 4,300 円
- (3) 中学校 月額 4,900 円

2 前項の規定にかかわらず、転入し、若しくは転出し、又は欠食した者の保護者から徴収する給食費の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日額に給食を実施した日数を乗じて得た額(その額が前項に規定する月額を超えるときは、前項に規定する月額)とする。この場合において、転出又は欠食に係る届出のあった日から 7 日間の期間については、給食を実施した日数に含むものとする。

- (1) 幼稚園 日額 237 円
- (2) 小学校 日額 244 円
- (3) 中学校 日額 277 円

(給食費の徴収)

第 3 条 給食費は、月末までに当月分を徴収するものとする。ただし、4 月分の給食費については、5 月の末日までに徴収する。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(給食の実施に関する経過措置)

2 平成 17 年 3 月 31 日までの間、第 2 条に定めるもののほか、鴨川市聖心幼稚園に対しても給食を実施する。

(給食費の額及び徴収に関する経過措置)

3 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月分までの間、合併前の鴨川市(以下「旧市」という。)の区域にある小学校、中学校及び幼稚園に係る給食費の額及びその徴収については旧市の例により、合併前の天津小湊町(以下「旧町」という。)の区域にある小学

校、中学校及び幼稚園に係る給食費の額及びその徴収については、旧町の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 20 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 25 日教委規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴨川市学校給食センター管理運営規則の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に実施した給食に係る給食費から適用し、同日前に実施した給食に係る給食費は、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 18 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 月 日教委規則第 号)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の鴨川市学校給食センター管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食について適用し、この規則の施行の日前に実施した給食については、なお従前の例による。